明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（法務三二）　一
〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　二
（財務一六一～一六四、一六六、一六七）
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同一六五）　四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示
（同一六八～一七五）　五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一七六～一七八）　一三
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示
（同一七九、一八〇）　一六
○介護雇用管理改善等計画の全部を改正する件（厚生労働二六七）　一七
○保安林の指定をする件
（農林水産一一〇一～一一二一）　二三
○保安林の指定を解除する件
（同一一二二、一一二三）　二四
○保安林の指定施業要件を変更する件
（同一一二四～一一六一）　三三
○保安施設地区の指定をする件
（同一一六二）　三三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定・懲戒の処分関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人関係　三五
会社その他
会社決算公告　三五

省令

○法務省令第三十二号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月十三日

法務大臣　上川　陽子

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

東京都の区の存する地域	三、九〇二円
町田市　国立市 大阪市	三、八二九円
さいたま市　八王子市　横浜市　川崎市 名古屋市　豊田市	三、七八〇円
千葉市	三、七三二円
大津市　京都市　堺市　神戸市　奈良市 広島市　福岡市	三、七〇七円
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市 静岡市　津市　泉佐野市	三、六一〇円
小田原市	三、五八六円
岐阜市　岡崎市　和歌山市	三、五六一円
札幌市　前橋市　金沢市　富山市　福井市 長野市　松本市　豊橋市　姫路市 岡山市　北九州市　長崎市	三、五三七円
栃木市　新潟市　徳島市	三、四八八円
上記以外の市町村	三、四六四円

4　認可事業者が、第三条に規定する措置の委託を受けるため、被保護者の自立を支援する業務を補助する賃金職員を更生保護施設に配置したときは、一人一日につき五千九百十五円を支弁する。

第七条第二項の表を次のように改める。

東京都の区の存する地域	五一一、五九七円
町田市　国立市 大阪市	四九八、九五九円
さいたま市　八王子市　横浜市　川崎市 名古屋市　豊田市	四九〇、五三四円
千葉市	四八二、一〇九円
大津市　京都市　堺市　神戸市　奈良市 広島市　福岡市	四七七、八九六円
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市 静岡市　津市　泉佐野市	四六一、〇四六円
第六条第二項の表中「一六九円」を「一六八円」に、「一四九円」を「一四四円」に、「一一四円」を「一一三円」に改め、同条に次の一項を加える。	